農業の有する多面的機能発揮の促進に関する計画

藤岡市

１　促進計画の区域

　　別紙地図に記載のとおりとする。

２　促進計画の目標

　１．旧藤岡地域

　（１）現況

本地域は、都市化の影響を最も強く受けており、優良農用地の転用や耕作放棄地が目立つ。土地基盤整備は、一部の地域を除き遅れており、農用地の効率的利用や農業生産及び農業経営の維持向上を図るためには、この促進が重要である。

主要作物としては、トマト・いちご・シンビジウムなどの園芸作物を振興し、施設整備や研究開発に積極的な支援を行うとともに、効率的な経営を図る。米・麦については、農地の集積化を進め生産性の向上を図るとともに、生産流通動向に対応した売れる米麦作りを推進するとともに、流通販売体制の確立を推進する。

また、主要農業地域である西南部の美土里地区・美九里地区・平井地区では、一部でほ場整備事業が進められ完了し、また現在整備事業が進められているが、今後、未整備地の整備が効率的土地利用を図る上での課題となっている。

本地域は、水資源に恵まれ、良質な米や野菜を生産しており、今後とも農業振興を図るためには、農業用用排水路を適切に保全管理することが必要である。また、近年の消費者のニーズの多様化や環境に対する意識の高まりに対応することが必要である。

　（２）目標

　　　　（１）を踏まえ、本地域では地域住民と協力して、農業用用排水路の清掃等を行うこと、環境に配慮した持続性の高い農業の推進を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

　２．旧鬼石地域

　（１）現況

本地域は、ほ場が傾斜地に多くあり、しかも点在しているので農地の条件としては極めて悪いが、適地適作物を選定して振興を図っている。水資源には恵まれ、良質な米や野菜を生産しており、今後とも農業振興を図るためには、農業用用排水路を適切に保全管理することが必要である。また、近年の消費者のニーズの多様化や環境に対する意識の高まりに対応することが必要である

　（２）目標

　　　　（１）を踏まえ、本地域では地域住民と協力して、農業用用排水路の清掃等を行うこと、環境に配慮した持続性の高い農業の推進を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

３　法第６条第２項第１号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 実施を推進する区域 | 実施を推進する事業 |
| ① | 促進計画区域全域 | 法第３条第３項第１号、第３号に掲げる事業 |
|  |  |  |

４　法第６条第２項第１号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を促進する区域を定める場合にあっては、その区域

　　設定しない。

５　その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

　　法第３条第３項第１号に掲げる事業については、県の基本方針に定める推進組織への参画し実施していくものとする。また、法第３条第３項第３号に掲げる事業についても、関係者間で情報共有し効果的な推進ができるように、推進組織を活用できるものとする。